

第8期事業計画の地域課題に対する取組状況について

① 認知症関連（重点地域：全地域共通）

◇ 認知症の方が住み慣れた地域で在宅生活を継続するために必要とする支援の充実

必要と思われる社会資源	取組事例
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症について気軽に相談できる機関等 ・認知症について幅広く市民への普及啓発する仕組み ・認知症サポーター養成講座受講者の活用 ・認知症の方を地域で見守り支える体制 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症初期集中支援チームの活用 2. 認知症検診の実施、受診率の向上 3. 認知症月間の拡充 4. 認知症サポーターステップアップ講座の実施 5. 認知症サポーターの活動の場の創出 6. 高齢者見守りネットワーク連絡会の活用 7. 認知症ケアパスの普及啓発 8. 認知症予防パンフレットの配布 9. 認知症カフェの立ち上げ支援 10. 認知症高齢者個人賠償補償事業 11. 認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業

1. 認知症初期集中支援チームの活用

認知症疾患医療センターであるたかつきクリニックから相談員が派遣され、介護福祉課に常駐している。認知症に関する相談と、認知症による困難事例への対応を行う。また、必要に応じて医師の派遣（アウトリーチ）も行う。平成30年度より設置。

認知症初期集中支援チーム：保健師、市職員、精神保健福祉士、看護師

認知症初期相談窓口の訪問件数（R4は9月末現在）

項目	R3	R4	R5
訪問件数	84件	37件	
（内）医師訪問	1件	1件	

認知症初期相談窓口の相談件数（R4は9月末現在）

項目	R3	R4	R5
相談件数	202（151）件	90（80）件	
（内）初期集中支援チーム扱い	9（8）件	7（2）件	

※（ ）内は新規

《令和4年度の取組》

コロナ禍での訪問を避ける傾向は続いているものの、必要とされる場合は訪問を行って対応をしている。一方で電話を含む相談件数が全体的に減少傾向にある。新規の相談者数は多いため、引き続き窓口の周知に力を入れていきたい。

2. 認知症検診の実施、受診率の向上

市内 65 歳以上の奇数年齢の方へチェックリストと受診券を送付し、チェックリストで 20 点以上だった方は無料で市内 13ヶ所の医療機関で認知症検診を受けられる事業。令和 2 年度から実施。

《令和 4 年度の取組》

受診可能な医療機関に 1 機関追加。また啓発活動として医療機関での掲示、薬剤師会へ周知依頼するなど受診率向上に努めている。

《現在の実施状況について》

受診を希望するもチェックリスト 20 点未満の方や、受診が必要ではあるが自力で受診までいける方、チェックリストを正しくつけられない方など、必要とされる方に対し十分な周知や対応がなされていないことが考えられる。

今年度及び来年度に向けて周知方法の改善もしくは受診希望者への対応方法について検討する必要がある。

受診状況 (R4 は 9 月末現在)

R3	R4	R5
29 人	8 人	

3. 認知症月間の拡充

【別紙 1】「令和 4 年度認知症月間 イベントカレンダー」参照

毎年 11 月を認知症について周知・啓発し、認知症についての理解を深めるための期間と位置づけている。例年 1 か月の間に様々なイベントを企画・実施している。

《令和 4 年度の取組》

【月間メインイベント】

くじらの学校「認知症のこと、知ろう、学ぼう、体験しよう」

日時 令和 4 年 11 月 20 日 (日) 10:30~15:30

会場 アキシマエンシス校舎棟 2F、3F

認知症のことを学んで体験できる学園祭形式のイベント。認知症に関する講義、認知症予防のための運動プログラム、認知症高齢者の作品展示、福祉用具の展示を実施する予定。

4. 認知症サポーターステップアップ講座の実施

認知症サポーター養成講座を受けた人が、より実践的な対応方法について学ぶための講座。P.3 「5. 認知症サポーターの活動の場の創出」においてグループワーク形式で実施。

認知症サポーター養成講座の実施

認知症について正しく理解し、日々の生活で認知症の方とその家族を見守るサポーターとなるための講座。

認知症サポーター養成講座の実施回数 (R4 は 9 月末現在)

項目	R3	R4	R5
回数	21 回	3 回	
受講人数	295 人	43 人	

5. 認知症サポーターの活動の場の創出

【別紙2参照】

「キャラバン・メイトと共にサポーターの活用を考える会」として、令和2年12月よりキャラバン・メイト同士の連携を図り、スキルアップをしながら、認知症サポーターの活用について検討連絡会を実施。

『令和4年度の取組』

キャラバン・メイトやサポーターを集め、地域の認知症の方への支援について何が必要か、また支援者として何が出来るかを検討した。今後は、支援の仕組みづくりを行っていく予定。

キャラバン・メイトと共にサポーターの活用を考える会 開催状況

	開催日	参加人数	内容
第1回	R4.6.15	38	キャラバン・メイト同士の連携、サポーターの活用について
第2回	R4.9.27	46	サポーターの方が地域でどのような支援が出来るか

6. 高齢者見守りネットワーク連絡会の活用

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中心とした、関係機関との連携による高齢者見守りネットワーク事業がある。この事業に協力している関係機関で、定期的な情報共有会を行っている。

『令和4年度の取組』 P.9 「④地域における見守りの仕組みづくり」の該当項目参照

7. 認知症ケアパスの普及啓発

「昭島市認知症ガイドブック（通称名：認知症ケアパス）」として、認知症そのものに対する解説や、認知症になってからどのようなサービスがあるかを一覧にまとめた冊子を平成30年度に作成、発行している。

『令和3年度から4年度にかけた取組』

発行から3年が経過し、掲載情報を見直す必要が出てきたため、市及び地域包括支援センターによりケアパス検討チームを構成し、検討会議を実施した。新たなケアパスは令和4年10月に発行（別添参照）。

認知症検診実施機関をはじめ、地域包括支援センターや高齢者施設、薬局などにも配布予定。

8. 認知症予防パンフレットの配布

認知症を予防するのに役立つパンフレットの作成と配布を行う。

令和2年7月に「認知症を運動で防ごう」というパンフレット400部作成し、窓口や介護予防教室、出前講座等で継続して適宜配布を行っている。

9. 認知症カフェの立ち上げ支援

認知症の方やその家族、認知症について興味のある方が、自由に立ち寄り相談、息抜き等ができるカフェである認知症カフェの立ち上げについて、市と生活支援コーディネーター、認知症カフェ運営者で話し合い、支援を行う。市内にある認知症カフェは令和4年10月現在で5カ所。

認知症カフェ連絡会（令和2年8月より実施）

認知症カフェ運営者間の横のつながりを持ち、情報交換及び効果的な運営を図るための集まり。認知症の本人とその家族の気持ちがわかるよう、実際に認知症カフェを利用する方たちにインタビューをして令和3年に冊子を作成した。（500部）

10. 認知症高齢者個人賠償補償事業（R3.6.1 から開始）

認知症のある方が偶然の事故により第三者へ損害を与え、損害賠償責任を問われた際に上限を2億円として補償する事業。

『令和4年度の取組』

令和3年度に引き続き、市民への周知活動を行った。

また、「11. 認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業」が開始され、この事業に登録することで事故を未然に防ぐことが期待できるところから、この事業への登録を要件とするよう要綱の改定と、認知症高齢者個人賠償補償事業に登録済みの利用者へ登録の呼びかけを行った。

事業登録者数（R4は9月末現在）

年度	R3	R4	R5
申込件数	76件	90件	

11. 認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業（R4.6.1 から開始）

昭島市と昭島警察署、地域包括支援センターが連携体制を構築し、認知症高齢者等が行方不明になった際に、早期の発見・身元確認・早期に保護することを目的とする事業。

『令和4年度の取組』

「10. 認知症高齢者個人賠償補償事業」に登録している利用者への周知、3師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）、ケアマネ部会、地域連絡会、サポーター活用、出前講座などでの周知及びホームページへのチラシ掲載、市報での周知を行った。

事業登録者数（R4は9月末現在）

年度	R4	R5
登録件数	45件	

② 移送関連（重点地域：東部、西部、南部、北部）

◇ 外出機会の促進するため多種多様な移送手段の検討。また、移送に頼らなくて済む方法についても検討

必要と思われる社会資源	取組事例
<ul style="list-style-type: none">・サロンまでの送迎支援・外出支援（買い物、通院サポート）・徒歩圏内にサロンの開設・移動スーパー	<ol style="list-style-type: none">1. 住民主体による支援2. 介護予防日常生活支援総合事業 (訪問型サービスB・D)3. 各種配送サービスの有効活用の支援 <実施なし>4. サロンの運営支援 (立ち上げ支・援運営継続支援)5. 移動スーパーの誘致6. 介護事業所等の民間企業への調査研究 <実施なし>

1. 住民主体による支援

2. 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスB・D）

自治会などの市民団体が主体となり、支援を必要とする高齢者にボランティア等の取組を生活支援コーディネーターとともに支援する。

《令和4年度の取組》

- 拝島団地・4号棟ボランティアの会
ゴミ集積場に自らゴミを捨てることができない高齢者ため、ゴミ捨て支援を実施している。
- 田中町団地住宅
防災を主眼とした見守りの仕組みづくりのため、協議を継続中。
- 昭市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業 【別紙3参照】
住民等が実施主体となり、地域課題やニーズ等の実情に応じたサービスを提供することで、高齢者の自立した生活環境の維持又は向上を図るとともに、実施主体となった高齢者自らも住民主体サービスの提供者となることで介護予防を促進しつつ、地域住民による自助・互助を図る。

上記について推進するため、生活支援を提供する団体を市が審査・登録し、運営に必要な経費に充てるための補助金（月額2万円が上限）を交付する制度を令和4年7月から開始した。

登録団体（R4.9月末現在）

団体名	活動内容	令和4年度補助額
(拝島) 4号棟ボランティアの会	ゴミ捨て支援	90,000円

3. 各種配送サービスの有効活用の支援 <実施なし>

4. サロンの運営支援（立ち上げ支援・運営継続支援）

社会福祉協議会が運営するサロンは、令和4年6月30日現在で市内に96箇所ある。サロンは高齢者だけでなく、幅広い年齢層の市民が各自の目的をもって集うため、生活をするうえで刺激にもなり、ひいては介護予防にも期待できる。立ち上げ及び運営支援については社会福祉協議会へ委託している。

5. 移動スーパーの誘致（R3年9月から開始）

買い物ができるスーパーがなく、バスなどの路線が少ないエリアから移動スーパーがあれば、と提案があり、実施に向けて調整を行った。

移動スーパー「とくし丸」

<エリア>拝島町除く青梅線南側エリア（松原町、緑町、田中町、上川原町、大神町、宮沢町、昭和町、朝日町、玉川町、中神町、福島町、東町、郷地町）及び立川市一部（富士見町、柴崎町）

<コース>週5日で巡回しており、月木、火金、水曜日の3コース。1日に10～15箇所を回っている。

<その他>令和4年2月末現在顧客は約100人で市内の介護施設3ヶ所（そんぽの家（サ高住）、パステルライフ（有料）、アゼリア（老健））も回っている。

6. 介護事業所等の民間企業への調査研究 <実施なし>

③ 活動の場の充実（重点地域：全地域共通）

◇ 市民のニーズを捉えた活動できる場の充実。地域が主体のボランティア組織（お助け隊）の立ち上げ支援

必要と思われる社会資源	取組事例
・多種多様なサロンの充実 ・ボランティアとして活動する場の充実 ・日常生活支援総合事業の充実 ・地域が主体のボランティア組織	1. サロンの運営支援 (立ち上げ支援・運営継続支援) 2. サロンの現状分析、活動内容の充実を支援 3. 地域リハビリテーション活動支援事業の普及 (専門職派遣による介護予防活動支援) 4. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (訪問型サービスB・通所型サービスB) 5. 地域主体のボランティア組織（お助け隊）の立ち上げ支援

1. サロンの運営支援（立ち上げ支援・運営継続支援）

2. サロンの現状分析、活動内容の充実を支援

P.6 「②移送関連」の該当項目参照

3. 地域リハビリテーション活動支援事業の普及

「昭島ふれあいほっとサロン」に登録している65歳以上のメンバーで構成されるサロンに対し、依頼を受けたリハビリテーションの技術・知識のある専門家が、地域における介護予防の取組を支援する事業。

利用団体数（R4は9月末現在）

年度	R3	R4
利用団体数	5団体	3団体

4. 介護予防・日常生活支援総合事業（住民主体）の充実

P.5 「②移送関連」該当項目参照

5. 地域主体のボランティア組織（お助け隊）の立ち上げ支援

社会文化セミナーの実施

P.10 「⑥多職種連携の仕組み構築」における「行政内における他部署との連携体制の構築」において、今後活動の場の充実を推進するにあたって地域でリーダー的存在となりうる人材育成の連続セミナーとして、「高齢社会と介護から考える助け合いのまちつくり～いつまでも住み慣れたまちで暮らし続けるために～」を実施した。

《令和4年度の取組》

P.5 「② 移送関連」介護予防・日常生活支援総合事業（住民主体）該当項目参照

④ 地域における見守りの仕組みづくり（重点地域：西部、北部）

◇ 地域で安心して暮らし続けるため、地域における見守りや支援組織の充実

必要と思われる社会資源	取組事例
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守り活動 ・見守り隊の組織化 ・お助け隊（ちょこっとボランティアの立上げ） ・ゴミ出し、電球交換、家具の移動等の支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者見守りネットワーク連絡会の活用 2. 地域包括支援センターによる見守り支援 3. 認知症初期相談窓口チーム員による訪問支援 4. 出前講座（介護保険制度・地域包括ケアシステム等）による普及啓発 5. 介護予防日常生活支援総合事業 (訪問型サービスB)

1. 高齢者見守りネットワーク連絡会の活用

＜ネットワークの構成機関・団体＞

(1) 昭島市	(15) 公益社団法人昭島市シルバー人材センター
(2) 昭島市地域包括支援センター	(16) 東京電力パワーグリッド株式会社立川支社
(3) 昭島市自治会連合会及び地域住民	(17) 生活協同組合パルシステム東京立川センター
(4) 昭島市老人クラブ連合会	(18) 明治安田生命保険相互会社立川支社
(5) 昭島市民生委員・児童委員協議会	(19) 生活協同組合コープみらい東京都本部
(6) 昭島市社会福祉協議会	(20) 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部
(7) 昭島市消費生活センター	(21) 西都ヤクルト販売株式会社
(8) 昭島警察署	(22) 第一生命保険株式会社立川支社
(9) 郵便局株式会社昭島郵便局及び 郵便事業株式会社昭島支店	(23) 自然派くらぶ生活協同組合
(10) 多摩新聞販売同業組合昭島支部	(24) 株式会社スズケン
(11) 昭島ガス株式会社	(25) 東都生活共同組合
(12) 市が委託する配食サービス事業者	(26) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
(13) 市が委託する清掃事業者	(27) 多摩きた生活クラブ生活協同組合
(14) 市が委託する水道検針事業者	(28) 株式会社いなげや

＜安否確認等の受付件数と通報事例＞

安否確認等の受付件数（令和4年9月末）

受付件数	内訳										
	安否確認			虐待疑い	認知症による 異変等						
	安否確認の対応状況										
	安全を確認	救急搬送	死亡								
令和3年度	160	26	22	0	4	55	79				
令和4年度	132	17	12	3	2	31	84				

※ 地域包括支援センターから市への通報は除く

2. 地域包括支援センターによる見守り支援

地域包括支援センターの職員が要支援者や見守りが必要な高齢者に対し訪問などを通して見守りを行う。必要に応じて相談やサービスの説明なども行う。

訪問件数（R4は8月末現在）

年度	R3	R4
訪問件数	5,504 件	2,174 件

3. 認知症初期相談窓口チーム員による訪問支援

P.1 「①認知症関連」の該当項目参照

4. 出前講座による普及啓発

各種団体グループ（自治会やサロン、サークル、企業など）に対して市職員や地域包括支援センターの職員などが出向いて、介護保険制度や認知症についての講座を実施。

《令和4年度の取組》

地域連絡会で参加した市民団体に周知を行った。しかし令和3年度と合わせても希望する団体が少ないとため、周知方法の改善または事業内容の見直しの検討が考えられる。

5. 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスB）

P.5 「②移送関連」の該当項目参照

⑤ 相談窓口の充実（重点地域：東部、西部、北部）

◇ 各地域に必要なサービスにつなぐ相談窓口の設置。地域に密着した気軽に立ち寄れる相談窓口の設置

必要と思われる社会資源	取組事例
<ul style="list-style-type: none">・なんでも気軽に相談できる窓口・医療機関や病気に関する相談窓口・生活困窮に関する相談窓口・夜間休日相談窓口・相談窓口マップ	<ol style="list-style-type: none">1. 生活支援体制整備事業の推進2. 地域情報の収集・発信 社会資源の見える化（マップ化等）3. 地域包括支援センターの周知4. 認知症初期相談窓口5. 医療・介護関係者の研修

1. 生活支援体制整備事業の推進

資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等）やネットワーク構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等）、自治会等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、ニーズとサービスのマッチング等を実施。

《令和4年度の取組》

令和4年度は、特に「昭島市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業」の団体立ち上げに向け、今後、自治会、サロン等各種団体へ働きかけていく予定。

2. 地域情報の収集・発信及び社会資源の見える化

市内にあるサービスのうち、高齢者向けに絞っても介護保険サービス、介護予防サービス、高齢者支援サービスなど、多くのサービスがある。市民に周知を続ける一方で、まだ周知が行き届いていない情報や、情報数が多すぎて分かりづらいという声もある。

そこで市民に広くサービスを利用してもらうため、高齢者向けのサービスを改めて取りまとめて冊子「高齢者のしおり」を作成した。

《令和4年度の取組》

高齢者ガイドブック「昭島市高齢者のための元気生活ガイドブック」の発行に向け、地域包括支援センターや市内のケアマネジャーに内容について意見を募集し、内容のさらなる拡充に努めている。

3. 地域包括支援センターの周知

出前講座や認知症月間等のイベント、各種研修等にて市内5ヶ所の地域包括支援センターの普及啓発に努めている。

4. 認知症初期相談窓口

P.1 「① 認知症関連」の該当項目参照

5. 医療・介護関係者の研修

医療・介護に関係する事業者同士がお互いの職種を理解し連携が強化できるよう、研修会を実施した。

多職種研修会の実施

年度	開催日	内容	参加人数
R3	R3.11.10	今求められる入退院支援について考える	64 人
	R4.3.30	地域連携を進めるために ICT をどう活用するか	27 人
R4		準備中	

⑥ 多職種連携の仕組みの構築（重点地域：中部、南部）

◇ 様々な職種が連携して支援する多職種連携体制の推進

必要と思われる社会資源	取組事例
<ul style="list-style-type: none">・医療と介護の連携・生活支援コーディネーターの活用・支援者間の顔の見える関係づくり・児童、障害、高齢等の枠を超えた体制作り、複合的な課題に対応できる体制整備・各地域の連携体制の構築	<ol style="list-style-type: none">1. 在宅医療介護連携構築委員会の充実2. 生活支援コーディネーターの活用3. 障害、こども子育て事業等との連携（地域共生社会の推進）<実施なし>4. 異世代交流サロン <実施なし>5. 行政内における他部署との連携体制の構築6. 高齢者見守りネットワークの充実

1. 在宅医療介護連携構築委員会の充実

在宅医療介護連携構築委員会とは、昭島市内の介護事業所を中心に情報交換や研修、講演会の開催等を行う、あきしま地域福祉ネットワークが運営する委員会のひとつで、市民が医療と介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係機関相互の連携を構築する。

《令和4年度の取組》

昭島市在宅医療・介護連携推進委員会の開催

令和4年度から市が主体となって開催する昭島市在宅医療・介護連携推進委員会を設置した。

令和4年度は全4回を予定し、第1回(R4.5.26)、第2回(R4.8.4)を開催した。委員会では、

「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3 (厚生労働省 令和2年9月作成)」に従い、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、緊急時の対応、看取り）における昭島市の現状から対策を協議することとしている。

2. 生活支援コーディネーターの活用

生活支援コーディネーターは、地域で課題を抱える市民やボランティアなど何か活動をしたい市民と、昭島市にあるサービスやボランティア団体などの社会資源を結びつける役割を果たす。生活支援コーディネーターは社会福祉協議会に委託を行っている。

《令和4年度の取組》

活動状況を見える化するため月報業務様式を作成（次回会議で報告予定）。令和4年度に開催した地域連絡会【資料1】において、生活支援コーディネーターが高齢者の困りごとの相談窓口であることを周知するなど、引き続き地域から顔の見える関係作りに努めている。

3. 障害、こども子育て事業等との連携（地域共生社会の推進）<実施なし>

4. 異世代交流サロン <実施なし>

5. 行政内における他部署との連携体制の構築

庁内連携会議「市民活動・地域活動に関わる部署間の情報交換会」を開催し、各課（介護福祉課、生活コミュニティ課、社会教育課、市民会館公民館）の連携のため、情報交換を行っている。

R3 年度に庁内連携会議から「高齢社会と介護から考える助け合いのまちつくり」と題して、市民会館公民館と介護福祉課が協力して実施した社会文化セミナーへ繋がった（P.8 「③ 活動の場の充実」参照）。

《令和4年度の取組》

なし

6. 高齢者見守りネットワークの充実

P.9 「④地域における見守りの仕組みづくり」の該当項目参照